

第 2 号議案

職員給与規程、役員給与規程及び  
役員に対する勤勉手当の支給に関する規程の変更について

(案)

令和 5 年度人事院勧告を踏まえた国家公務員給与法改正等に準じ、別紙のとおり、職員給与規程、役員給与規程及び役員に対する勤勉手当の支給に関する規程の変更を行う。

施行日：2024年2月1日

以 上

【添付資料】

別紙 1：職員給与規程 変更案 新旧対照表

別紙 2：役員給与規程及び役員に対する勤勉手当の支給に関する規程 変更案 新旧対照表

## 変更前（変更点に下線）

平成27年4月1日施行  
 平成27年7月15日変更  
 平成27年9月2日変更  
 平成28年3月23日変更  
 平成29年2月15日変更  
 平成29年4月1日変更  
 平成29年5月12日変更  
 平成30年2月7日変更  
 2019年1月24日変更  
 2020年1月22日変更  
 2021年2月17日変更  
 2021年11月4日変更  
 2022年4月27日変更  
 2022年12月21日変更  
 2023年1月25日変更  
 2023年12月20日変更

## 第1条～第23条（略）

## （勤勉手当）

第24条 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して次項各号に掲げる区分に応じて支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）した職員についても同様とする。ただし、第22条第2項各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。

3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）にあつては、退職又は解雇した日。）において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する（第4条別表2の適用を受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する）。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100（第4条別表2の適用を受ける職員を除く。）を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。

一 直近の評定（基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。）が特に優秀である職員 100分の119以上100分の200以下

二 直近の評定が優秀である職員 100分の107.5以上100分の119未満

三 直近の評定が良好である職員 100分の96

四 直近の評定が良好でない職員 100分の87.5以下

## 変更後（変更点に下線）

平成27年4月1日施行  
 平成27年7月15日変更  
 平成27年9月2日変更  
 平成28年3月23日変更  
 平成29年2月15日変更  
 平成29年4月1日変更  
 平成29年5月12日変更  
 平成30年2月7日変更  
 2019年1月24日変更  
 2020年1月22日変更  
 2021年2月17日変更  
 2021年11月4日変更  
 2022年4月27日変更  
 2022年12月21日変更  
 2023年1月25日変更  
 2023年12月20日変更  
2024年 2月 1日変更

## 第1条～第23条（略）

## （勤勉手当）

第24条 勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して次項各号に掲げる区分に応じて支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）した職員についても同様とする。ただし、第22条第2項各号の一に該当する場合は、勤勉手当は支給しない。

3 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇（懲戒解雇は除く。）にあつては、退職又は解雇した日。）において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、別表3に定める期間率及び次の各号に掲げる成績率を乗じて得た額を支給する（第4条別表2の適用を受ける職員については、別表4に定める額に期間率を乗じて得た額を支給する）。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（第4条別表2の適用を受ける職員を除く。）を乗じて得た額の総額を超えない範囲とする。

一 直近の評定（基準日以前における直近の能力評価及び業績評価をいう。以下同じ。）が特に優秀である職員 100分の121.5以上100分の205以下

二 直近の評定が優秀である職員 100分の110以上100分の121.5未満

三 直近の評定が良好である職員 100分の98.5

四 直近の評定が良好でない職員 100分の90以下

附則 (略)

附則 (略)

附則  
(新設)

附則 (2024年2月1日)  
(施行期日)

第1条 この規程は、2024年2月1日から施行し、2023年4月1日から適用する。

(勤勉手当に関する特例)

第2条 2023年6月に支給する勤勉手当に関する第22条第3項の規定については、次の各号に掲げるとおり、それぞれ読み替えて適用する。

- 一 柱書 「100分の102.5」とあるのは「100分の100」と読み替える。
- 二 第1号 「100分の121.5以上100分の205以下」とあるのは「100分の119以上100分の200以下」と読み替える。
- 三 第2号 「100分の110以上100分の121.5未満」とあるのは「100分の107.5以上100分の119未満」と読み替える。
- 四 第3号 「100分の98.5」とあるのは「100分の96」と読み替える。
- 五 第4号 「100分の90以下」とあるのは「100分の87.5以下」と読み替える。

2 2023年12月に支給する勤勉手当に関する第22条第3項の規定については、次の各号に掲げるとおり、それぞれ読み替えて適用する。

- 一 柱書 「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と読み替える。
- 二 第1号 「100分の121.5以上100分の205以下」とあるのは「100分の124以上100分の210以下」と読み替える。
- 三 第2号 「100分の110以上100分の121.5未満」とあるのは「100分の112.5以上100分の124未満」と読み替える。
- 四 第3号 「100分の98.5」とあるのは「100分の101」と読み替える。
- 五 第4号 「100分の90以下」とあるのは「100分の92.5以下」と読み替える。

別表1  
本給表(一)

職務の級 号俸	1級 本給	2級 本給	3級 本給	4級 本給
1	198,500円	234,400円	266,000円	300,800円
2	200,300	236,000	267,700	302,600
3	202,100	237,500	269,200	304,200
4	203,900	239,000	271,000	306,100
5	205,400	240,300	272,700	308,400
6	207,200	241,900	274,500	310,600
7	209,000	243,400	276,300	312,900
8	210,800	244,900	278,300	315,000
9	212,400	246,000	280,200	317,100
10	214,200	247,500	282,200	319,300
11	216,000	249,000	284,100	321,400
12	217,800	250,300	286,000	323,300
13	219,200	251,800	287,900	325,300

別表1  
本給表(一)

職務の級 号俸	1級 本給	2級 本給	3級 本給	4級 本給
1	208,000円	240,900円	271,600円	305,000円
2	209,700	242,400	273,200	306,600
3	211,400	243,800	274,700	308,200
4	212,900	245,200	276,300	309,800
5	214,400	246,400	277,800	312,000
6	216,200	248,000	279,500	314,200
7	217,900	249,500	281,300	316,200
8	219,600	250,900	283,100	318,200
9	221,100	252,000	284,800	320,200
10	222,600	253,400	286,700	322,100
11	224,100	254,900	288,500	324,000
12	225,600	256,200	290,300	325,900
13	226,800	257,500	292,100	327,900

変更前 (変更点に下線)

14	<u>221,000</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>	<u>327,300</u>
15	<u>222,700</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	<u>329,300</u>
16	<u>224,500</u>	<u>255,500</u>	<u>292,600</u>	<u>331,000</u>
17	<u>226,100</u>	<u>256,800</u>	<u>294,400</u>	<u>333,100</u>
18	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>	<u>296,400</u>	<u>335,100</u>
19	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	<u>298,500</u>	<u>337,200</u>
20	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	<u>300,500</u>	<u>338,600</u>

別表 2

本給表 (二)

職務の級	資格給	査定給			
		特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	<u>300,000円</u>	<u>80,000円</u>	<u>70,000円</u>	<u>60,000円</u>	<u>50,000円</u>
6級	<u>330,000</u>	<u>110,000</u>	<u>95,000</u>	<u>80,000</u>	<u>65,000</u>
7級	<u>360,000</u>	<u>150,000</u>	<u>130,000</u>	<u>110,000</u>	<u>90,000</u>
8級	<u>400,000</u>	<u>180,000</u>	<u>150,000</u>	<u>120,000</u>	<u>90,000</u>

別表 4

職務の級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	<u>1,448千円</u>	<u>1,339千円</u>	<u>1,227千円</u>	<u>1,115千円</u>
6級	<u>1,784</u>	<u>1,616</u>	<u>1,448</u>	<u>1,284</u>
7級	<u>2,229</u>	<u>2,006</u>	<u>1,784</u>	<u>1,561</u>
8級	<u>2,786</u>	<u>2,507</u>	<u>2,229</u>	<u>1,952</u>

変更後 (変更点に下線)

14	<u>228,200</u>	<u>258,700</u>	<u>293,700</u>	<u>329,800</u>
15	<u>229,600</u>	<u>259,900</u>	<u>295,100</u>	<u>331,700</u>
16	<u>231,000</u>	<u>261,100</u>	<u>296,500</u>	<u>333,400</u>
17	<u>232,400</u>	<u>262,300</u>	<u>298,000</u>	<u>335,400</u>
18	<u>234,000</u>	<u>263,600</u>	<u>300,000</u>	<u>337,400</u>
19	<u>235,500</u>	<u>264,900</u>	<u>302,000</u>	<u>339,300</u>
20	<u>236,900</u>	<u>266,200</u>	<u>303,800</u>	<u>340,700</u>

別表 2

本給表 (二)

職務の級	資格給	査定給			
		特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	<u>300,000円</u>	<u>82,600円</u>	<u>72,600円</u>	<u>62,600円</u>	<u>52,600円</u>
6級	<u>330,000</u>	<u>111,200</u>	<u>96,200</u>	<u>81,200</u>	<u>66,200</u>
7級	<u>360,000</u>	<u>151,500</u>	<u>131,500</u>	<u>111,500</u>	<u>91,500</u>
8級	<u>400,000</u>	<u>181,400</u>	<u>151,400</u>	<u>121,400</u>	<u>91,400</u>

別表 4

職務の級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	<u>1,481千円</u>	<u>1,370千円</u>	<u>1,255千円</u>	<u>1,141千円</u>
6級	<u>1,825</u>	<u>1,653</u>	<u>1,481</u>	<u>1,314</u>
7級	<u>2,280</u>	<u>2,052</u>	<u>1,825</u>	<u>1,597</u>
8級	<u>2,850</u>	<u>2,563</u>	<u>2,280</u>	<u>1,997</u>

## 変更前（変更点に下線）

平成27年 5月 1日施行  
 平成27年 9月 2日変更  
 平成28年 3月23日変更  
 2021年 2月17日変更  
 2022年 4月27日変更  
 2023年12月20日変更

## 役員給与規程

(総則)

第1条 役員給与については、この規程の定めるところによる。

(給与)

第2条 役員給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、住宅手当、特別在京手当、通勤手当、特別手当及び勤勉手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

(本給)

第3条 本給の月額を、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- 一 理事長 1,151,000円
- 二 理事 921,000円

2 理事長は、前項にかかわらず、職務実績等に応じ、前項各号の額を上限として、本給の月額を個別に定めることができる。

第4条～9条 略

(特別手当)

第10条 特別手当は、6月1日、及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する役員に対し、支給する。当該基準日前1か月以内に離職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の62.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

- 一 6か月 100分の100
- 二 5か月以上6か月未満 100分の80
- 三 3か月以上5か月未満 100分の60
- 四 3か月未満 100分の30

3 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して特別手当を支給するときは、特別手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、特別手当の対象となる期間に関し、国等又は本機関から特別手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない。

## 変更後（変更点に下線）

平成27年 5月 1日施行  
 平成27年 9月 2日変更  
 平成28年 3月23日変更  
 2021年 2月17日変更  
 2022年 4月27日変更  
 2023年12月20日変更  
2024年 2月 1日変更

## 役員給与規程

(総則)

第1条 役員給与については、この規程の定めるところによる。

(給与)

第2条 役員給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、住宅手当、特別在京手当、通勤手当、特別手当及び勤勉手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

(本給)

第3条 本給の月額を、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- 一 理事長 1,154,000円
- 二 理事 924,000円

2 理事長は、前項にかかわらず、職務実績等に応じ、前項各号の額を上限として、本給の月額を個別に定めることができる。

第4条～9条 略

(特別手当)

第10条 特別手当は、6月1日、及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する役員に対し、支給する。当該基準日前1か月以内に離職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の65を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

- 一 6か月 100分の100
- 二 5か月以上6か月未満 100分の80
- 三 3か月以上5か月未満 100分の60
- 四 3か月未満 100分の30

3 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して特別手当を支給するときは、特別手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、特別手当の対象となる期間に関し、国等又は本機関から特別手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない。

変更前（変更点到下線）

第11条 略

（非常勤役員手当）

第12条 非常勤役員手当の月額は、次に定める額とする。

監事 220,200円

第13条 略

附則（略）

附則

（新設）

変更後（変更点到下線）

第11条 略

（非常勤役員手当）

第12条 非常勤役員手当の月額は、次に定める額とする。

監事 220,900円

第13条 略

附則（略）

附則（2024年2月1日）

（施行期日）

第1条 この規程は、2024年2月1日から施行し、2023年12月1日に遡って適用する。

（特別手当に関する特例）

第2条 2023年12月に支給する特別手当に関する第10条第2項の規定については、同項中「100分の62.5」とあるのを「100分の67.5」と読み替えて適用する。



電力広域的運営推進機関 役員に対する勤勉手当の支給に関する規程 新旧対照表

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)												
平成27年4月1日施行 平成27年9月2日変更 平成28年3月23日変更 平成29年2月15日変更 平成30年2月7日変更 2018年12月5日変更 2019年12月4日変更 2020年12月2日変更	平成27年4月1日施行 平成27年9月2日変更 平成28年3月23日変更 平成29年2月15日変更 平成30年2月7日変更 2018年12月5日変更 2019年12月4日変更 2020年12月2日変更 <u>2023年2月1日変更</u>												
(勤勉手当の支給) 第1条 (略)	(勤勉手当の支給) 第1条 (略)												
(勤勉手当の額) 第2条 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在)において常勤役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別表に基づき、理事長については理事会が決定した支給割合、理事については理事長が決定した支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。 一 6か月 100分の100 二 5か月以上6か月未満 100分の80 三 3か月以上5か月未満 100分の60 四 3か月未満 100分の30 2 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して勤勉手当を支給するときは、勤勉手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、勤勉手当の対象となる期間に関し、国等又は本機関から勤勉手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない	(勤勉手当の額) 第2条 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在(離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在)において常勤役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、別表に基づき、理事長については理事会が決定した支給割合、理事については理事長が決定した支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。 一 6か月 100分の100 二 5か月以上6か月未満 100分の80 三 3か月以上5か月未満 100分の60 四 3か月未満 100分の30 2 国等の職員が本機関の常勤役員となった場合、又は本機関の職員が本機関の常勤役員となった場合において、この者に対して勤勉手当を支給するときは、勤勉手当の額の算定にあたって、国等の職員として在職した期間又は本機関において職員として在職した期間について、本機関の常勤役員として在職した期間とみなす。ただし、勤勉手当の対象となる期間に関し、国等又は本機関から勤勉手当その他これに類する手当の支給を受けている場合はこの限りでない												
別表 勤勉手当の支給割合	別表 勤勉手当の支給割合												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">優秀</td> <td>100分の<u>205</u>以下 100分の<u>110</u>以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好</td> <td>100分の<u>96.5</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好でない</td> <td>100分の<u>88</u>以下</td> </tr> </table>	優秀	100分の <u>205</u> 以下 100分の <u>110</u> 以上	良好	100分の <u>96.5</u>	良好でない	100分の <u>88</u> 以下	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">優秀</td> <td>100分の<u>210</u>以下 100分の<u>112.5</u>以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好</td> <td>100分の<u>99</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">良好でない</td> <td>100分の<u>90.5</u>以下</td> </tr> </table>	優秀	100分の <u>210</u> 以下 100分の <u>112.5</u> 以上	良好	100分の <u>99</u>	良好でない	100分の <u>90.5</u> 以下
優秀	100分の <u>205</u> 以下 100分の <u>110</u> 以上												
良好	100分の <u>96.5</u>												
良好でない	100分の <u>88</u> 以下												
優秀	100分の <u>210</u> 以下 100分の <u>112.5</u> 以上												
良好	100分の <u>99</u>												
良好でない	100分の <u>90.5</u> 以下												

(勤勉手当の支給時期)

第3条 勤勉手当は、役員給与規程第5条第2項で定める特別手当の支給日に支給する。

附則  
(略)

附則  
(新設)

(勤勉手当の支給時期)

第3条 勤勉手当は、役員給与規程第7条第2項で定める特別手当の支給日に支給する。

附則  
(略)

附則(2024年2月1日)  
(施行期日)

第1条 この規程は、2024年2月1日から施行し、2023年4月1日に遡って適用する。ただし、勤勉手当の支給時期にかかる第3条の改正規定については、2023年12月20日に遡って適用する。

(2023年度の支給額に関する特例)

第2条 2023年6月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表(読み替え後)

<u>優秀</u>	<u>100分の205以下</u> <u>100分の110以上</u>
<u>良好</u>	<u>100分の96.5</u>
<u>良好でない</u>	<u>100分の88以下</u>

2 2023年12月に支給する勤勉手当に関する第2条第1項の規定については、以下のとおり、別表を読み替えて適用する。

別表(読み替え後)

<u>優秀</u>	<u>100分の215以下</u> <u>100分の115以上</u>
<u>良好</u>	<u>100分の101.5</u>
<u>良好でない</u>	<u>100分の93以下</u>